

西条市教育大綱（案）



平成 年 月

西 条 市

西条市教育委員会

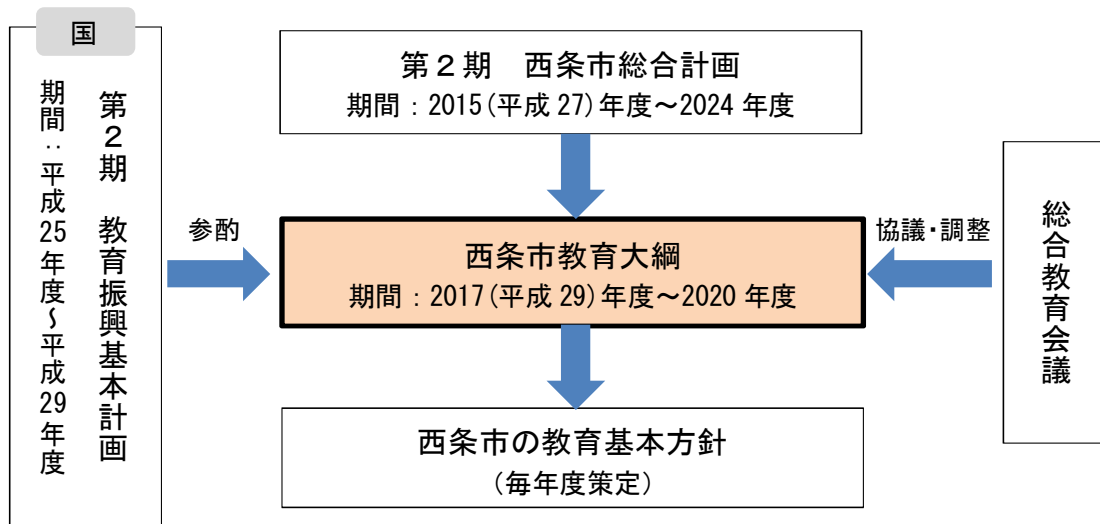
西条市教育大綱の概要

1 教育振興大綱の趣旨

西条市教育大綱は、平成27年4月1日に改正施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」第1条の3に基づき、本市の教育振興に関する基本的な計画として策定されたもので、その目標や施策の根本として位置付けるものです。

本大綱の策定にあたっては、市長と教育委員会が十分に協議・調整を尽くし、本市の最上位計画である第2期西条市総合計画を骨子として、その他関連計画の整合性を図り、本大綱を策定しました。

2 教育振興大綱の位置付け



3 教育振興大綱の対象期間等

年度		2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020	2021	2022	2023	2024
第2期総合計画	基本構想	2015(平成27)年度～2024年度							
	基本計画	計画見直し							
教育大綱									
教育基本方針									

大綱の対象期間は2017(平成29)年度～2020年度とします。ただし、今後の社会情勢の変化等により、必要性が生じた場合には、適宜見直しを行います。

～基本理念～

豊かな心をはぐくむ教育・文化を実感できるまちを目指して

西条市では、将来都市像である「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」の実現に向けて、愛媛県や関係団体等との連携により教育、文化、スポーツの振興を図り、市民の誰もが日々充実し、真に誇れるまちとなるよう取り組んでまいります。

ここに取組に関する振興方針を「西条市教育大綱」と定め、現状の把握と課題の掘起し及び検証を行い、子どもから高齢者までの目線に立った幅広い視野で教育の振興を図り、豊かな心をはぐくむ教育・文化を実感できるまちを目指します。

大綱の期間 (2017(平成 29)～2020 年度)

- I 学校教育の充実
- II 社会教育の充実
- III 地域文化の継承・形成
- IV 歴史文化の保存・活用
- V 人権・同和教育の推進
- VI 健康づくりの推進

I 学校教育の充実

1 現況

グローバル化や少子高齢化、情報化や科学技術の進歩などの急激な社会変化の中にあって、学力低下、いじめ、不登校、規範意識の低下、社会性の欠如などが見られます。

2 課題

学校施設は、児童・生徒などの学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域の避難所としての役割も果たすことから、より一層の安全性や快適性を高める老朽化対策など、安全・安心な教育環境の整備が必要です。

家庭や地域との連携・協力により豊かな体験を通して、生命を尊重し、感動する心、礼儀や規律を重んじる心を育てながら、体力づくり、食育などの推進を図り、たくましい体づくりを推進することが必要です。

心豊かにたくましく生きる力を確実に育成するとともに、「学びあい学習」の推進やICTの利活用などを図り、協働型・双方向型の学び、家庭学習の充実を通して、基礎的な知識・技能や課題を解決する力の確実な定着を図る必要があります。

3 方針及び取組

(1) 教育環境の整備・充実

ア 老朽化した施設について適切な時期に改築・改修を行うなど、安全・安心で、快適な学校環境の整備・充実に努めます。

イ 学校にICTを導入し、わかる・できる・楽しい授業を創造し、校務の効率化を図りながら質の高い教育を行います。

(2) 「ともにづくり、みんなが育つ学校」の創造

ア 保護者、地域、関係機関と連携・協働して、一人ひとりの子どもを大切にする学校づくりに努めます。

イ 学校や子どもの様子について積極的に情報発信するとともに、子どもの成長につながるよう地域の人的・物的資産の有効活用を図り、子どもの成長を支える家庭や地域との連携・協働に努めます。

ウ 教職員の学習指導力や生徒指導力を向上させるとともに、教育目標を具現化するためにチームとして取り組む学校づくりを推進します。

(3) 知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成

ア 基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、学んだことを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、自ら進んで学習に取り組む態度を育成します。

イ 豊かな体験を通して、生命を尊重し、感動する心、礼儀や規律を重んじる心を育成します。

ウ 生涯を通じて活力ある生活を送るための基礎となるたくましい体を育成します。

(4) 西条市の特色ある学校教育の取組の推進

- ア 学習意欲を高め、基礎的な知識・技能の確実な定着や問題解決能力の育成を図るため、主体的・対話的で深い学びを実現しながら、ICTを効果的に活用した「学びあい学習」を推進します。
- イ 安全・安心な学校・地域をつくるため、防災教育の充実・発展を図りながら、防災人づくりを推進します。
- ウ 豊かな感性や社会性、自分の思いを伝える力、他者の考えを受け入れる力、よりよい集団やコミュニティをつくろうとする意欲などのコミュニケーション能力を育成します。
- エ 心身の調和のとれた発達を促し、人間性の基礎を培う教育を推進するため、幼・保、小、中、高の連携・協働体制を確立・強化します。

Ⅱ 社会教育の充実

1 現況

今日のように、社会情勢がめまぐるしく変化し、人々の価値観が多様化している時代の中では、より充実した人生を送るために、生涯を通じて学び、生きがいや心の豊かさを求めようとする意識が高まっています。

また、少子化や核家族化、都市化の進展などを背景に、地域のつながりの希薄化や家庭、地域の教育力の低下が問題となっています。

2 課題

市民一人一人のライフステージにおける学習活動への支援や、生涯学習を通じて得た知識や能力を、様々な形で地域づくりに生かせる生涯学習社会の実現に向けた取組が必要です。

21世紀を担う、心豊かにたくましい子どもたちを育てるため、家庭教育を総合的に支援するとともに、家庭と学校や地域社会がより強固な協力体制を確立し、青少年育成活動を展開するなど、子どもたちの健全育成を地域全体の課題として支援する環境整備が求められています。

生涯学習の拠点となる公民館などの利用環境の充実を図ることで、地域課題の解決や地域ネットワークの強化などに繋がる、地域づくり・人づくりを目指した社会教育を推進する必要があります。

3 方針及び取組

(1) 地域づくり、人づくりを目指した社会教育の推進

- ア 市民の学習ニーズや地域課題などを的確に捉え、地域の自主性・主体性を生かした地域密着型の生涯学習を推進します。
- イ 学校・家庭・地域の連携により、社会性、協調性、豊かな心を持った青少年の育成を図ります。
- ウ 地域における危機管理意識の向上と公民館を拠点とした地域ネットワークの強化に努

めます。

(2) 社会教育活動の基盤整備の推進

- ア 市民の生涯学習に対する様々なニーズに対応する活動拠点として、公民館や博物館などの社会教育施設の基盤整備を図ります。
- イ 生涯学習推進講師の人材の発掘・活用や学習情報の提供など学習環境の充実を図ります。

(3) 社会教育施設の利用促進

- ア 人づくり・まちづくり・情報発信の拠点として図書館を位置付け、市内4館が連携した図書館のサービス機能の充実に努め、利用促進を図ります。
- イ 社会教育施設の利用促進を図るため、展示内容の再編や企画展の充実に努めます。

Ⅲ 地域文化の継承・形成

1 現況

今日の経済や情報技術の進歩は、現代社会に著しい生活の変化をもたらし、効率性を重視する風潮の中、日本人の文化的独自性が失われつつあり、地域の伝統文化の確実な継承に問題が生じつつあります。

2 課題

地域文化の継承・振興は、市民の身近な文化芸術活動への参加・創造だけでなく、次世代教育・福祉・経済など様々な面で活力のある地域社会を形成するために重要です。また、多様な地域伝統文化、地域の特徴を尊重しながら、一体感を感じさせる新たな地域文化の形成も課題となっています。

3 方針及び取組

(1) 地域に根差した市民文化の振興

- ア ふるさとの自然と文化を愛する心を培い、文化会館や公民館をはじめ生涯学習施設を活用し、各種文化団体や自主サークル活動の支援などを通じて、郷土の歴史及び文化に対する認識向上を図ります。
- イ 次世代を担う子どもたちに対して、地域で活動している人たちとの交流を通して、郷土の歴史や伝統・生活文化を学び、触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着を深めます。
- ウ 郷土文化の掘り起しや調査を行い、市内各地で開催される伝統行事などを、広く市民に紹介します。
- エ 活力ある地域文化活動を推進するため、優れた伝統文化・芸術に触れる機会の充実を図ります。
- オ 次代を担う子どもや若者の夢を支援し、才能や魅力を伸ばす人材育成に取り組みます。

Ⅳ 歴史文化の保存・活用

1 現況

先人の残した貴重な文化財を後世に伝えることは、地域を育み発展させていく上で欠かせないことです。近年は、これらの文化財を適正に保存するとともに、地域活性化に繋がる活用を図るという考え方へ移行してきています。

文化財の活用に当たり、これまで以上に文化財に対する認識を深め、保存活動を進めていく必要がありますが、本市の貴重な文化財の全てが知られているとは言えない状況です。

2 課題

個性的な風土や文化を生かしたまちづくりを行い、市民共有の財産としての文化財を確実に次世代に継承していくために、市内の文化財の実態を把握、整理し、適切な保存・活用にあたる必要があります。さらに、市民が郷土の先人たちの優れた業績や、歴史・文化に触れる機会を充実させていくことも重要な課題となっています。

3 方針及び取組

(1) 文化財の保存と活用

- ア 文化財の実態調査や資料整備など文化の保存に努めるとともに、後世へ継承するために広く活用を推進します。
- イ 国指定史跡「永納山城跡」の保存・活用を図り、地域の誇れる文化財として全国に情報発信します。
- ウ 民間開発事業や国営・県営ほ場整備事業実施に伴う埋蔵文化財の実態把握に努めます。
- エ 市内各地に点在する埋蔵文化財関係資料や歴史資料等を分野別に集中管理し、整理・調査研究・普及啓発活用に努めます。

(2) 郷土の先人の顕彰

- ア 本市にゆかりのある先人・偉人の業績を称える企画展の開催などにより、市民の郷土愛の醸成に努めます。

Ⅴ 人権・同和教育の推進

1 現況

核家族化や生活習慣の多様化などにより、人間関係の希薄化が進み、豊かな人間関係を築いていくことが困難な時代になってきました。また、国際化の影響により、多くの外国の人たちと日常的に接する機会が多くなりました。多様な価値観、生き方を持つ人たちと共存するためには、互いの違いを認め合い、相互理解を図っていくことが大切です。

2 課題

市民総ぐるみの人権・同和教育の推進を図るため、市民意識調査の結果を踏まえた学習機会を提供するとともに、研修会などへの積極的な参加や効果的な啓発活動の推進が必要です。

参加者の固定化や、学んだことが知的理解にとどまり、日常的な人権感覚が十分身についていないという現状の中、正しい行動に繋がる、より実践的な学習が求められています。

また、様々な人権問題に取り組みながら、部落差別の解消に向けた積極的な取組が大きな課題となっています。

3 方針及び取組

(1) 学習機会の拡充と啓発活動の推進

ア 人権・同和教育を生涯学習として位置づけ、全ての市民がいつでも、どこでも学べるよう、学校・家庭・地域及び職場などあらゆる場において、人権問題を身近な問題として取り組むことができるように努めます。

イ 各種研究大会や講座、地域における懇談会への積極的な参加を呼びかけ、様々な機会を通じた啓発活動を行い、人権尊重の理念が地域に根付くよう取り組みます。

ウ 市の広報紙やホームページなどによる情報発信、人権を考える日(毎月 10 日)などによる啓発活動を拡充します。

(2) 推進体制の充実

ア 地域と一体となった人権・同和教育を推進していくためにも、また、人権施策を総合的かつ効果的に推進するためにも、西条市人権教育協議会や愛媛県人権対策協議会西条支部をはじめ、関係機関・団体・企業などとの連携をさらに深めます。

イ 人権文化のまちづくり基本計画に基づき、人権課題解決に向けた全庁的な取組を推進します。

VI 健康づくりの推進

1 現況

心と体が健康であることは、私たちが豊かな生活を送るための土台となるものです。そのためには、日頃から健康づくりに取り組み、生涯健康であり続けることのできる環境づくりが求められています。

2 課題

スポーツ・レクリエーション活動は、人と人、地域と地域の交流を促進し地域の一体感や活力を醸成し、人間関係の希薄化などの問題を抱える地域社会の再生に寄与するだけでなく、市民の心身の健康の保持促進にも重要な役割を果たし、健康で活力に満ちた長寿社会の実現には不可欠です。市民が各々の関心や適性に応じて、安全かつ公正な環境で日常的にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ楽しむことができる機会を確保することが求められています。

合宿都市構想を推進することとして、既存の体育施設を活用したトップアスリートが合宿するまちづくりに取り組み、スポーツ交流人口の増加を図るとともに、市民が高いレベルの競技にふれる機会の拡大が必要です。

3 方針及び取組

(1) スポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境整備

- ア 多様なスポーツイベントを開催し、市民のスポーツへの参加機会の増大を図るとともに、地域で開催される運動会・各種スポーツ大会などの支援をします。
 - イ 小・中学校の体育館やグラウンドなどの体育施設を開放し、市民が気軽にスポーツを楽しむ環境の整備を進めます。
 - ウ 元オリンピック選手などのトップアスリートを講師に招き、ジュニア世代及び指導者を対象としたスポーツ教室などを開催し、競技力の向上に努めます。また、スポーツ少年団による市内大会の開催や市外スポーツ少年団との交流大会の実施を支援します。
 - エ 既存スポーツ施設の運用の改善を図るとともに、施設及び機器を整備し高機能化を図ります。
-

(2) スポーツ交流人口の増加促進

- ア 既存体育施設の改修、備品の整備により、合宿に対応したトレーニング環境の整備に努めます。
- イ えひめ国体・えひめ大会で整備された施設を活かして、全国規模のスポーツ大会や東京五輪を見据えた合宿誘致に取り組み、合宿の情報発信、受け入れ環境の整備などに努めます。
- ウ 各種スポーツ教室などの開催により、更なる競技の普及及び競技人口の拡大を図り、競技力の向上や施設の有効活用に繋がります。